

# 第3回 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会

日 時 令和5年10月24日（火）16：00～

会 場 大阪府庁別館6階 委員会議室

## 次 第

1 開 会

2 審 議

(1) 通信制の課程と夜間定時制の課程の特徴

(2) 通信制の課程のあり方

ゲストスピーカーによる講演

「これからの通信制高等学校の在り方について」

文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付

参事官補佐 松田 昌幸 氏

(3) 夜間定時制の課程のあり方

3 閉 会

## 配付資料

- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方  
検討部会 委員名簿兼出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方  
検討部会 第3回資料
- ・ 大阪府学校教育審議会規則
- ・ 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方  
検討部会 運営要綱

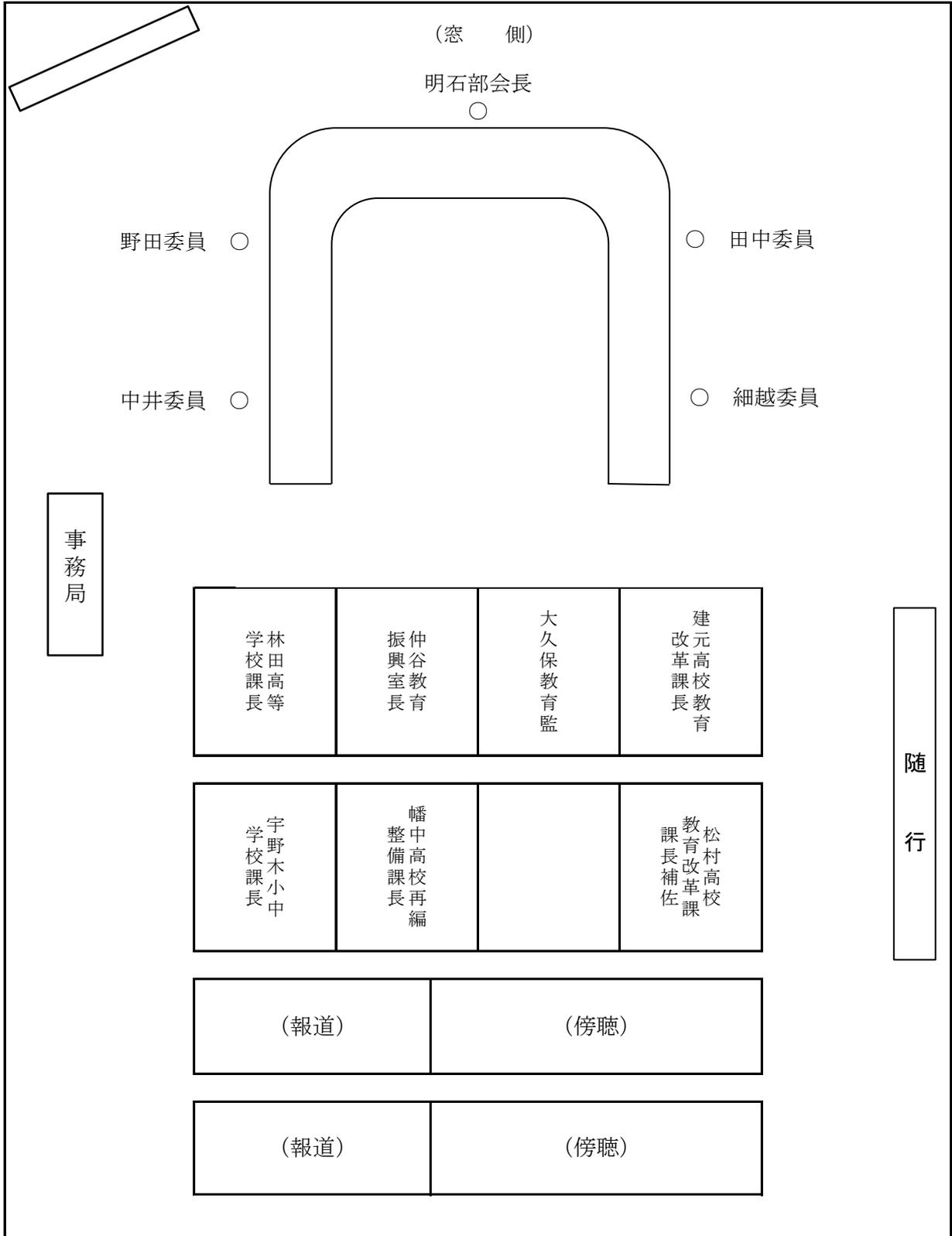
**第3回 大阪府学校教育審議会**  
**多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会**  
**委員名簿兼出席者名簿**

(五十音順)

氏名	職名	分野	第3回部会
明石 一郎	関西外国語大学 短期大学部 教授	教育学	出席
田中 勝則	A'ワーク創造館 事業部 部長	キャリアデザイン 人材育成	出席
中井 好男	大阪大学大学院 准教授	日本語教育 多言語共生	出席
野口 晃菜	一般社団法人UNIVA 理事	特別支援教育	欠席
野田 正人	立命館大学大学院 特任教授	社会福祉学 教育心理学 臨床心理	出席
細越 浩嗣	高石市立高石中学校 校長	教育行政 義務教育	出席

# 第3回 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会 配席図

令和5年10月24日（火）  
委員会議室（府庁別館6階）



大阪府学校教育審議会  
多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会  
第3回資料

---

# 目 次

---

I . 通信制の課程と夜間定時制の課程の特徴.....	1ページ
II . 通信制の課程のあり方.....	2ページ
III . 夜間定時制の課程のあり方.....	27ページ

## I. 通信制の課程と夜間定時制の課程の特徴

	生徒像	特徴
昼間の高校	第2回専門部会で審議	
通信制の課程	<p>多様な背景を有する生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 不登校経験者</li> <li>▶ 朝からの登校が困難な生徒</li> <li>▶ 集団行動に苦手意識のある生徒</li> <li>▶ 全日制高校の中途退学者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生徒が自宅等で個別に自学自習することを基本に、添削指導・面接指導（スクーリング）・試験の方法により教育を実施</li> <li>▶ 学校・コースの特色を踏まえ、生徒がスクーリングの頻度や時間帯、期間等を柔軟に選択できる</li> <li>▶ スクーリング時のクラスの人数は、選択クラスによりさまざま（少人数クラスから40人超のクラスまで）</li> <li>▶ 授業ごとに異なるクラスでスクーリングを受講</li> </ul>
夜間定時制の課程	<p>等</p> <p>（働きながら学ぶ勤労青少年の数は減少</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学ぶ時間帯が夜間</li> <li>▶ 毎日登校することが前提</li> <li>▶ <b>HR</b>クラスや部活動等、同じコミュニティでの活動</li> <li>▶ 志願倍率低下による学校の小規模化が進んでいるが、少人数であることを肯定的にとらえ入学する生徒が増加</li> </ul>

通信制の課程や夜間定時制の課程は、生徒の多様なニーズを受け止める高校として機能している。

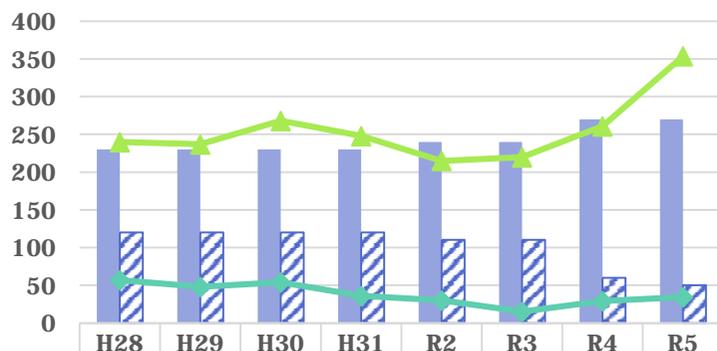
## Ⅱ.通信制の課程のあり方

---

# 1. 通信制の課程の状況

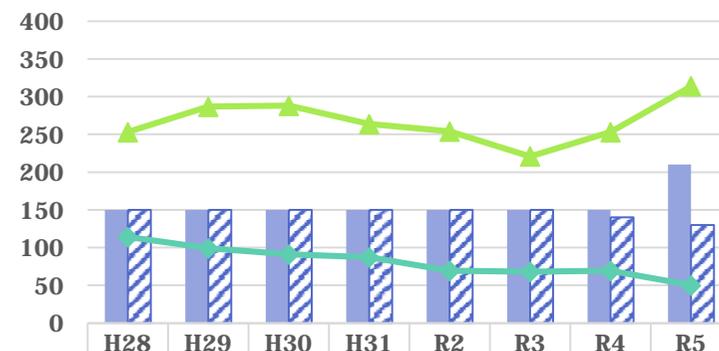
大阪府立桃谷高等学校通信制の課程（普通科・単位制） 昼間部、日・夜間部

◇入学者選抜



■ 昼間（募集）	230	230	230	230	240	240	270	270
▨ 日・夜間（募集）	120	120	120	120	110	110	60	50
▲ 昼間（志願）	240	237	268	248	215	220	261	354
◆ 日・夜間（志願）	57	48	54	36	30	15	29	34

◇編・転入学による受入れ



■ 昼間（募集）	150	150	150	150	150	150	150	210
▨ 日・夜間（募集）	150	150	150	150	150	150	140	130
▲ 昼間（志願）	253	287	288	264	254	221	253	314
◆ 日・夜間（志願）	114	99	91	87	69	68	69	50

- 入学者選抜において、昼間部は令和2年度から令和4年度にかけて全志願者を受入れたが、令和5年度では、募集人員を大きく上回る志願があった。
- 編・転入学による受入れにおいて、昼間部は募集人員を大きく上回る志願がある。
- 日・夜間部は、志願割れが続いている。

# 1. 通信制の課程の状況

府立通信制（府立桃谷高校）	私立通信制
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 昼間部と日・夜間部とを設置し、生徒が自分に合った時間帯で学ぶ               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昼間部：月・水・金の午後</li> <li>・ 日・夜間部：日（終日）及び月・金の夜間</li> </ul> </li>   <li>▶ 入学機会（編転入学を含む）や単位認定が年1回</li>   <li>▶ 府立の夜間定時制の課程との定通併修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 柔軟なコース設定により、生徒が自分に合った学びを選択可能 （例）               <ul style="list-style-type: none"> <li>通学コース： 毎日登校、2～3時間の授業</li> <li>週2～4コース： 週2～4日登校、2～4時間の授業</li> <li>オンライン学習コース： 普段はオンライン授業、夏期・冬期に集中授業</li> </ul> </li>   <li>▶ 入学機会（編転入学を含む）や単位認定が学期ごとなど柔軟</li>   <li>▶ スクールバスの運行により、遠方からの通学が可能</li>   <li>▶ 通信教育連携協力施設（サテライト施設）等の活用により、通信制高校（実施校）以外の場所での学びが可能</li> </ul>

## 2. 国の動き（再掲）

### 高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ（令和5年8月31日）

- u 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方
- u 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方
- u 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進

#### 「全日制・定時制・通信制の望ましい在り方（具体的方策）」（抜粋）

##### 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保

遠隔授業・通信教育の活用	不登校生徒の学習機会の確保に向けて、合計 <b>36</b> 単位の範囲内において ・同時双方向型の遠隔授業の受講を可能とする制度改正 ・オンデマンド型の学習を可能とする通信教育について、学びの多様化学校の指定を受けずとも活用可能とする制度改正
柔軟な履修・修得を認める運用	授業時数 <b>2/3</b> 以上の出席など出席要件を満たせなかった場合でも、柔軟に履修・修得を認める運用となるよう周知・促進
学びの多様化学校の設置促進	学びの多様化学校の設置促進、申請の簡略化
校内教育支援センターの設置促進等	学校内で安心して学ぶことのできる校内教育支援センターの設置促進等
欠席日数や内申点にかかわらず、安心して高等学校に進学することができる環境整備	自宅等での学習成果の成績への反映を促す制度改正

##### 公立の通信制高等学校等の機能強化、学校間連携等の促進

公立の通信制高等学校等の機能強化、学校間連携等の促進	・遠隔教育や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワークを構築し、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応 ・学期ごとの単位認定や単位制への移行を検討
----------------------------	---

## 2. 国の動き

---

講演

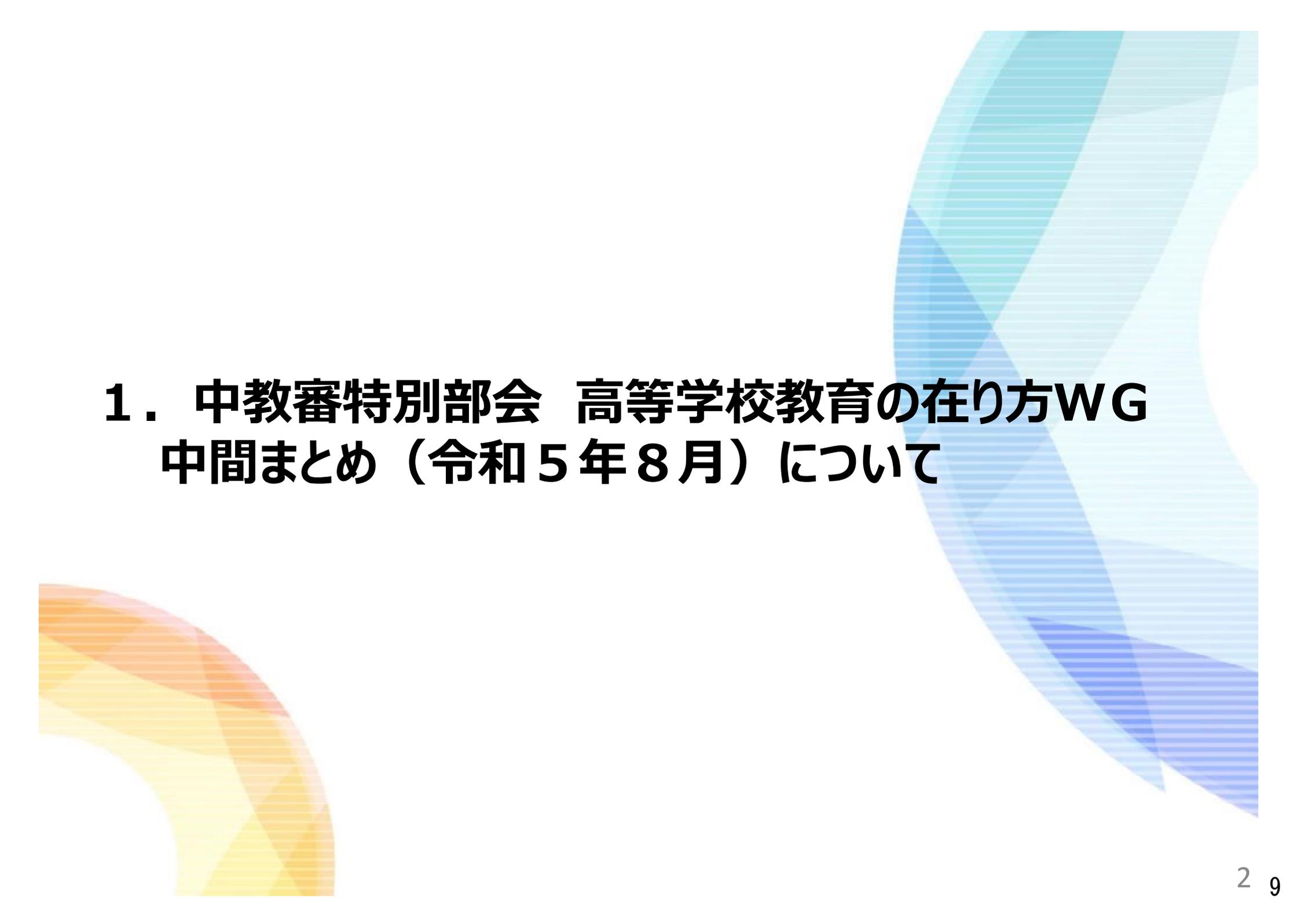
「これからの通信制高等学校の在り方について」

# これからの通信制高等学校の在り方について

2023年10月24日（火）「多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会」第3回  
初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

## **本日の内容**

- 1. 中教審特別部会 高等学校教育の在り方WG  
中間まとめ（令和5年8月）について**
- 2. 令和6年度概算要求について**



# **1. 中教審特別部会 高等学校教育の在り方WG 中間まとめ（令和5年8月）について**

## 高等学校教育の在り方ワーキンググループ

中央教育審議会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会に、今後の高等学校のあるべき姿（グランドデザイン）を検討する高等学校教育の在り方ワーキンググループを設置。

### 検討の背景

- 高校進学率が99%に達し、高校生の多様化が更に進み、高校の在り方も極めて多様になっている中で、成人年齢は18歳に引き下げられた。
- 義務教育における不登校の大幅かつ継続的な増加。一方で高校生の不登校、中退率は減少しているが、私立広域通信制を中心とした通信制高校の在籍者は大幅に増加。
- 近年の出生数減少により、15歳人口の更なる減少が確定しており、その後も更に出生数は減少することが予想される。現状でも、生徒数の減少により過疎・中山間地域・離島等を中心に高校の存続が困難となっているが、今後は更に、全国各地で高校の維持が極めて困難となることが予想される。
- 高校教育段階での学びの満足度の低下や、18歳の自己肯定感等が国際比較で非常に低いといった課題を打破するとともに、Society5.0、DX等の社会構造の変化を踏まえ、予測不可能な時代の中で求められる人材育成（社会課題解決、探究・STEAM教育、グローバル、文理横断等）への対応が必要。

### 検討事項

- ① 高等学校教育の在り方について（「共通性」と「多様性」の観点からの検討）
- ② 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方について
- ③ 全日制課程・定時制課程・通信制課程の望ましい在り方について
- ④ 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進について
- ⑤ その他

中間まとめはこちらから  
ご覧いただけます。→

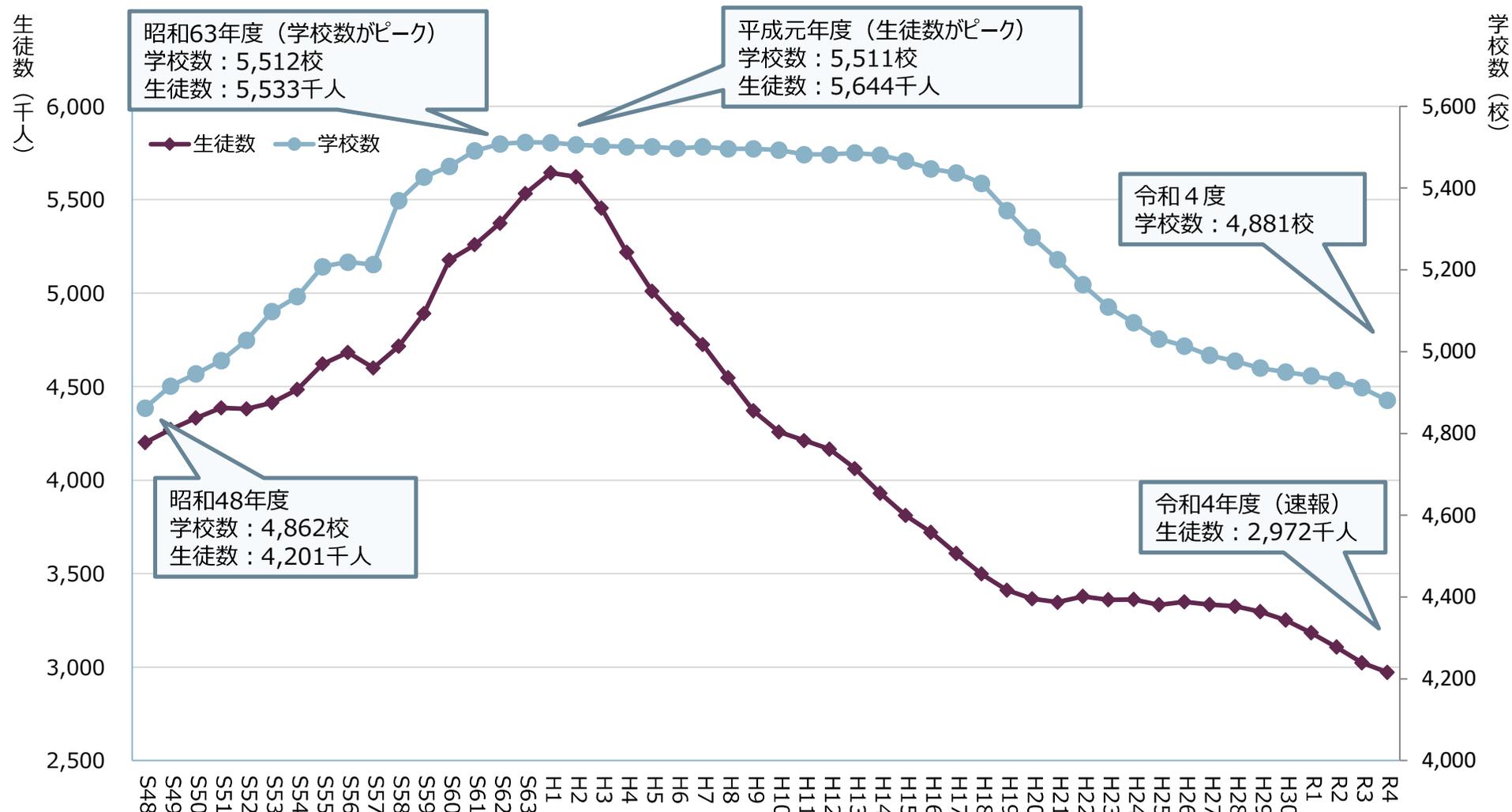


### 委員

【氏名】	【職名】	五十音順、◎：主査、○：主査代理 (計15名)
青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授	
◎荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長	
石崎 規生	東京都立桜修館中等教育学校長、全国高等学校長協会会長	
今村 久美	認定 NPO 法人カタリバ代表理事	
岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、 島根県教育魅力化特命官	
岡本 尚也	東京大学先端科学技術研究センター客員上級研究員、 一般社団法人Glocal Academy代表理事	
沖山 栄一	東京都立世田谷泉高等学校長	
鍛治田千文	YMCA学院高等学校校長、学校法人大阪YMCA理事	
塩瀬 隆之	京都大学総合博物館研究部情報発信系准教授	
篠原 朋子	前学校法人NHK学園理事長	
清水 雅己	学校法人九里学園学園本部企画運営課参事、 前埼玉県立大宮工業高等学校長	
○田村 知子	大阪教育大学連合教職実践研究科教授	
富塚 昌子	千葉県教育委員会教育長	
長塚 篤夫	順天中学校・高等学校長、日本私立中学高等学校連合会常任理事	
濱田久美子	高知県香美市教育委員会生涯学習振興課推進官、 元高知県立山田高等学校長	

# 全日制・定時制 高等学校等の学校数と生徒数の推移

○ 全日制・定時制の高等学校等は、昭和63年度に学校数が最多の5512校、平成元年に生徒数が最多の5644千人に達した。以降、学校数・生徒数ともに減少しており、令和4年度では、生徒数が初めて300万人を下回っている。



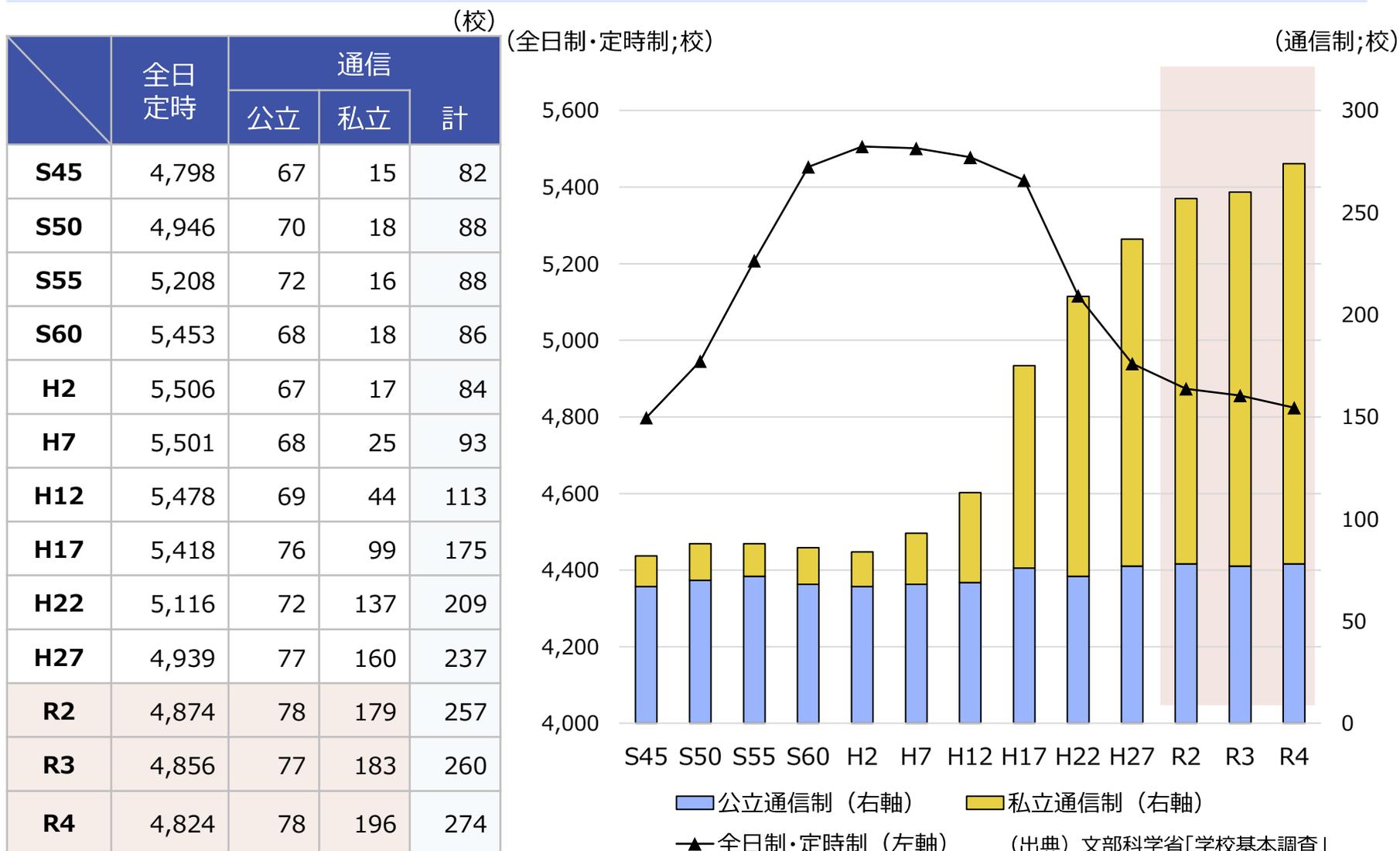
(※) 学校数は、国立・公立・私立学校（全日制・定時制）、中等教育学校後期課程（H11年度以降）の合計値。

(※) 生徒数は、国立・公立・私立学校（全日制・定時制）、中等教育学校後期課程（H11年度以降）の合計値。（専攻科、別科の生徒数を含む。）

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

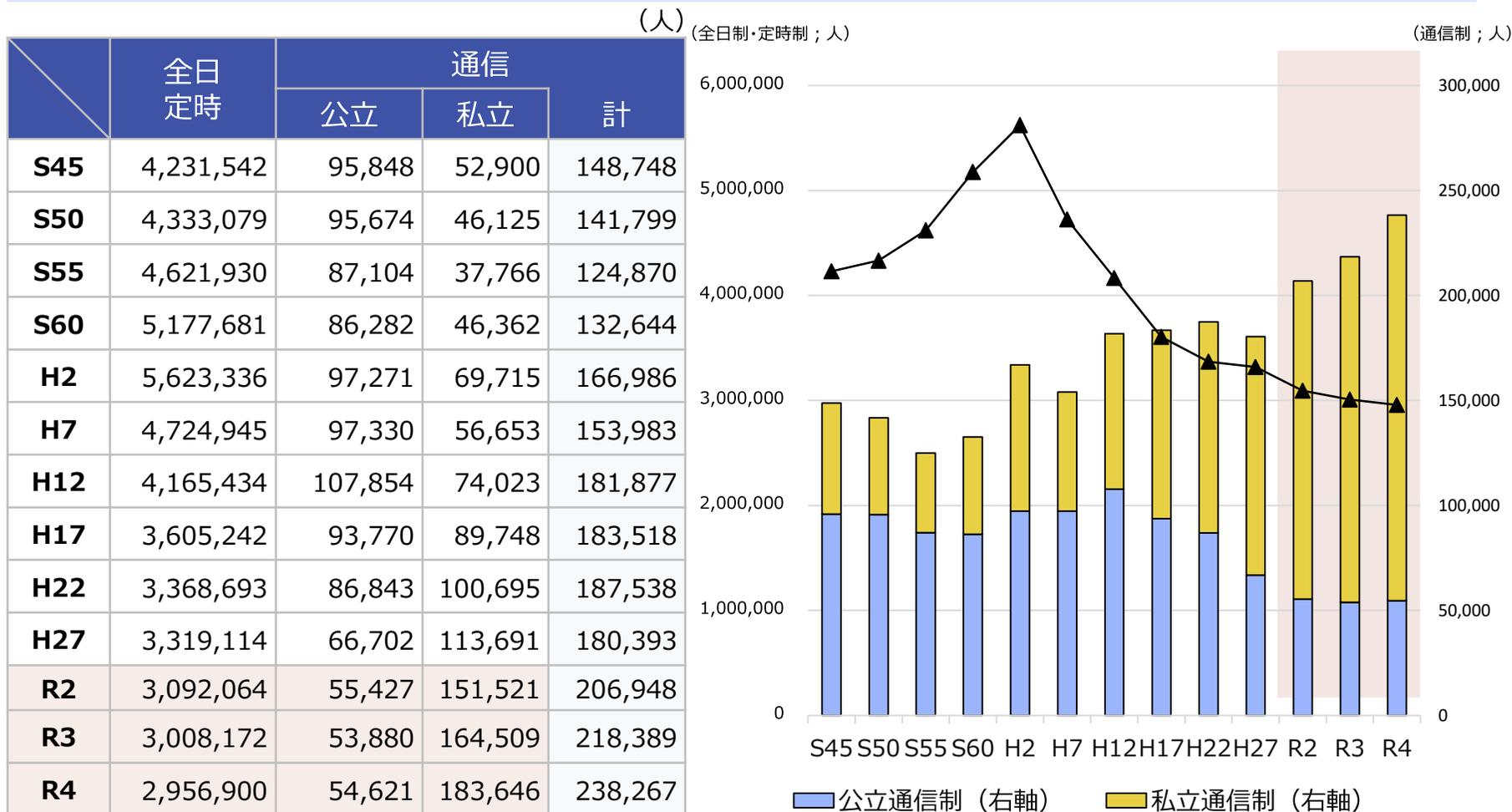
# 通信制高等学校の学校数（公私別推移）

- 高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、**通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向**にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、**私立通信制の校数は大きく増加**している。



# 通信制高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程の生徒数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、私立通信制の生徒数が大きく増加している一方で、公立通信制の生徒数は徐々に減少している。（平成12年からの約20年間で、私立の生徒数は約2.5倍に増加している一方で、公立の生徒は半減）



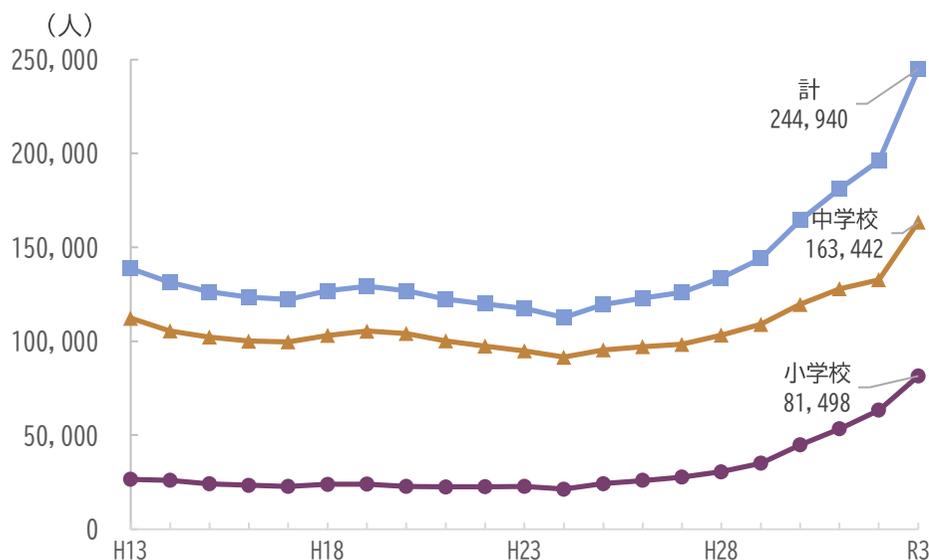
(※1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。  
 (※2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

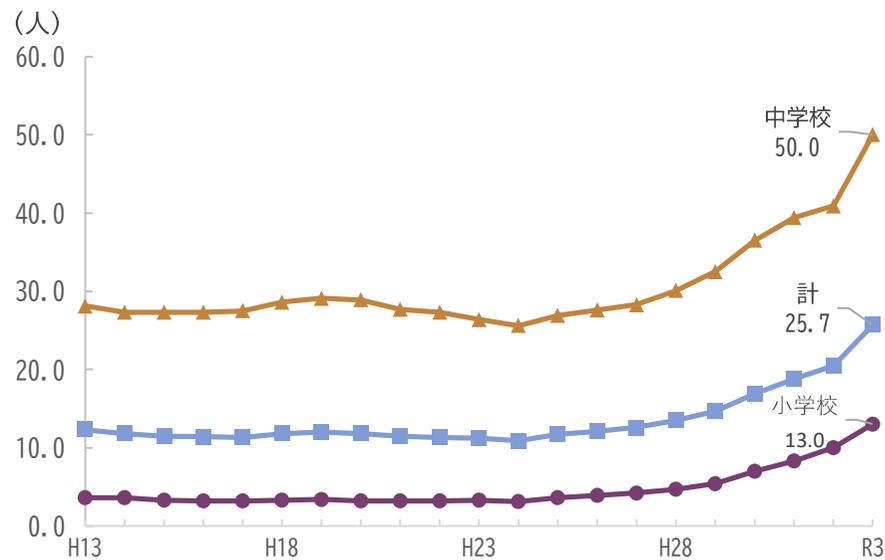
# 小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人（前年度196,127人）であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人（前年度20.5人）。
- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

## 不登校児童生徒数の推移



## 不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



## 不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

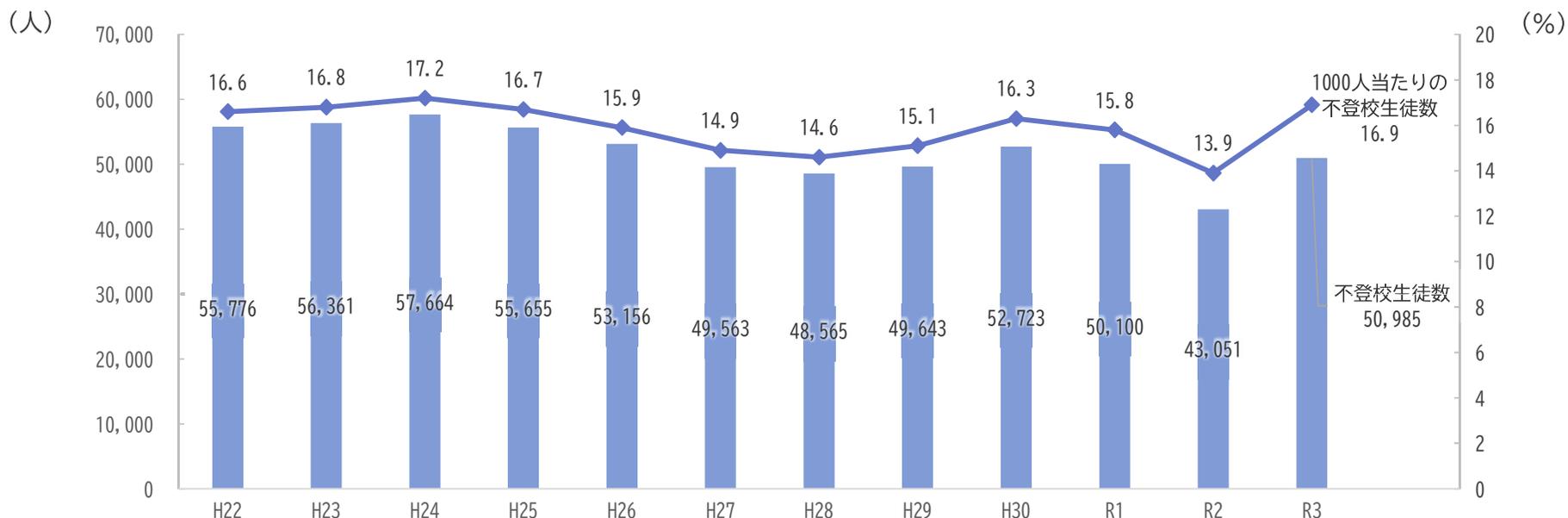
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7

(出典) 令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

# 高等学校における不登校の状況について

○ 高等学校における不登校生徒数は50,985人（前年度43,051人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、16.9人（前年度13.9人）である。

## 不登校生徒数の推移



○ 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の17.6%である。

区分	欠席日数30~89日の者	欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方	欠席日数90日以上で出席日数1~10日の者	欠席日数90日以上で出席日数0日の者	不登校児童生徒数
国公立計	42,037   82.4%	7,150   14.0%	1,186   2.3%	612   1.2%	50,985

	国公立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	8,940	17.5%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,006	5.9%

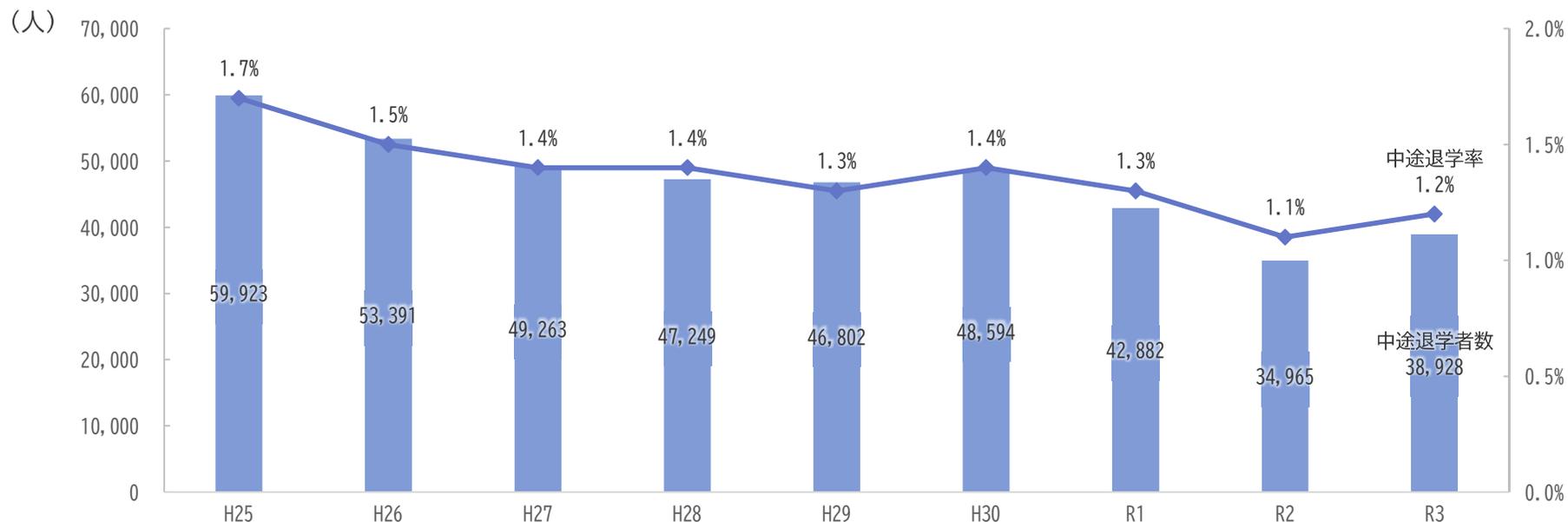
※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

(出典) 令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

# 高等学校における中途退学の状況について

○ 高等学校における中途退学者数は38,928人（前年度34,965人）であり、中途退学者の割合は1.2%（前年度1.1%）である。

## 高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移



※中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

## 事由別中途退学者数

	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
R1	2,905 6.8%	15,678 36.6%	15,237 35.5%	2,009 4.7%	782 1.8%	1,800 4.2%	1,614 3.8%	2,857 6.7%
R2	2,029 5.8%	10,662 30.5%	15,087 43.1%	1,650 4.7%	509 1.5%	1,402 4.0%	991 2.8%	2,635 7.5%
R3	2,560 6.6%	11,855 30.5%	17,219 44.2%	1,919 4.9%	532 1.4%	1,478 3.8%	954 2.5%	2,411 6.2%

※中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択したもの。

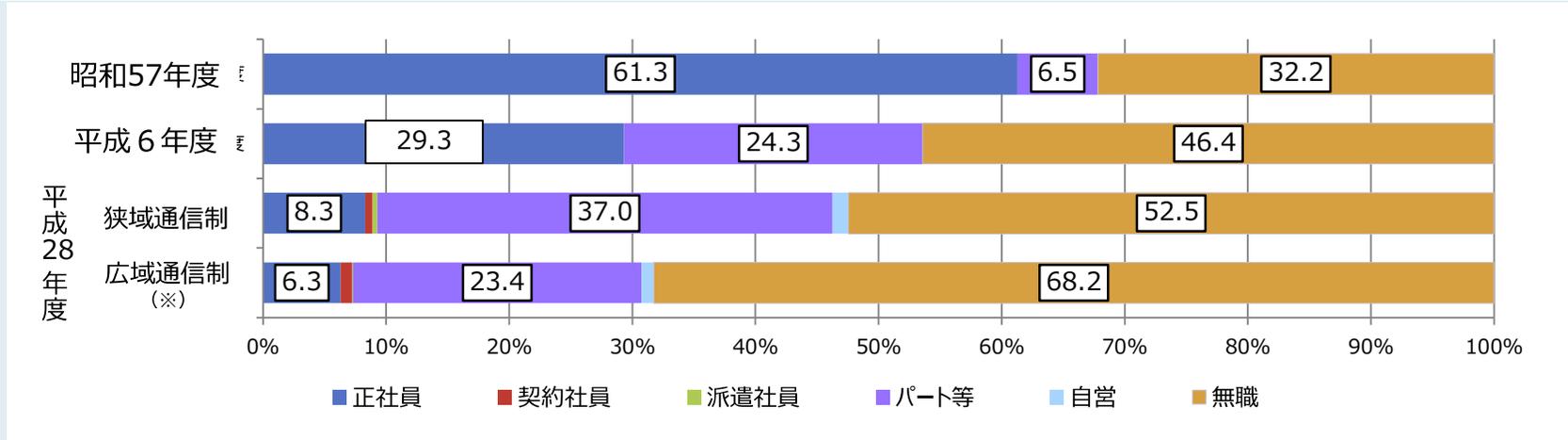
※上段：人数  
下段：中途退学者に対する割合

（出典）令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

# 通信制高校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

○ 通信制高校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

## 通信制高校に在籍する生徒の就業状況の変化



## 通信制高校に在籍する生徒の実態等

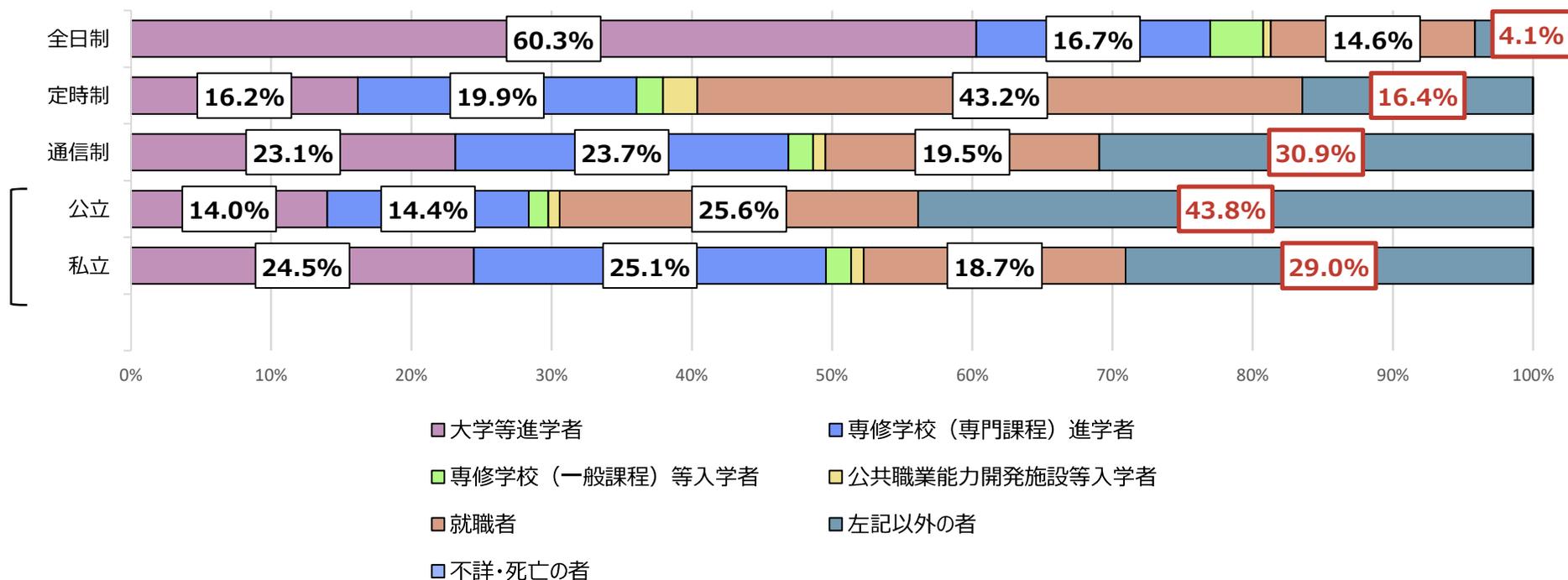
	狭域通信制	広域通信制(※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

(※) 広域通信制とは3以上の都道府県において生徒募集を行うものを指す。

(出典) 「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業）

# 高等学校（課程別）の卒業後の状況（令和3年度間）

○ 高等学校の卒業後の状況について、令和4年5月1日現在、令和3年度間に卒業した者のうち、全日制課程では大学等進学者が60.3%、定時制課程では就職者が43.2%で最多にある一方で、通信制課程では進路未決定者等が30.9%で最多を占めている。



- (※ 1) 大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 2) 専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 3) 専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限る。
- (※ 4) 公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。
- (※ 5) 就職者とは、上記の※ 1～4以外で就職した者の数を示す。なお、就職とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。
- (※ 6) 左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、上記の※ 1～5に該当しない者で進路が未定であることが明らかでない者を示す。
- (※ 7) 不詳・死亡の者とは、卒業者のうち、上記の※ 1～6のいずれかに該当するか不明の者、その年の5月1日までに死亡した者を示す。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

## はじめに

これからの高校教育の在り方を検討し、高校において「令和の日本型学校教育」を構築するため、高等学校教育の在り方ワーキンググループにおいては、これまで9回の会議を開催し、

- ・ 高校教育の在り方（「多様性」と「共通性」の観点からの検討）
- ・ 少子化が加速する地域における高校教育の在り方
- ・ 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方
- ・ 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進

について、教育委員会・学校・生徒からヒアリングを行いつつ、議論を重ねてきた。今後も引き続き、これからの高校教育の在り方について議論を深めていく必要があるが、その中で、直ちに対処すべき課題も明らかとなってきたところ

このため、これまでの議論を踏まえ、委員間で一定の共通認識が得られ、速やかに取り組むべきと考えられるものについては、本中間まとめにおいて、その具体的方策を提示する

ここで示す具体的方策を有効に活用しながら、多様な生徒が学ぶ高校において求められる「多様性への対応」と「共通性の確保」を果たしていくことが望まれる。そして、全ての生徒について、その可能性を引き出し、高校生活の満足度の向上や卒業後の豊かな人生、生徒個人と社会全体の幸福度が高い状態（Well-being）を実現していくべき

本中間まとめを踏まえ、国、高校、教育委員会・学校法人等の高校の設置者、家庭、地元自治体、産業界、生徒への各種支援機関など、全ての関係者が連携・協働しながら、「生徒を主語にした」高校教育の真の実現に向けた取組が進められていくことが期待される

## 2. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方：生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて① (全日制・定時制課程の在り方)

### 【現状・課題認識】

- ✓ 近年、不登校児童生徒数は義務教育段階を中心に大幅に増加し、令和3年度時点で小中高で合わせて約30万人と過去最多。高校では通信制に在籍する生徒数は近年大幅に増加しており、通信制が多様な背景を有する生徒の受け皿になっている状況
- ✓ 1人1台端末環境の整備や、同時双方向型のメディア活用の普及状況等を踏まえれば、1人1台端末環境の整備とあわせて、全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、いつでも・どこでも・どのようにでも学ぶことが等しく認められるようにするなど、生徒の状況に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現が重要
- ✓ 全日制・定時制において、多様な生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現して卒業できるよう、支援の充実、入学者選抜における適切な評価、履修・修得の柔軟な認定、通信教育の活用、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置や校内教育支援センターの設置促進、学校間連携等の促進、ICT活用の体制・環境整備などを考えていくことが重要

### 【具体的方策】

- 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保に向けて、合計36単位の範囲内において、**不登校生徒が自宅等から高校の同時双方向型の遠隔授業を受講することを可能とする**とともに、オンデマンド型の学習を可能とする**通信教育について、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の指定を受けずとも活用可能とする**ために制度を改正
- 不登校傾向のため、授業時数の3分の2以上の出席など、多くの学校で慣例として定められている単位認定の際の出席要件を生徒が満たせなかった場合でも、**一人一人の実情に応じて柔軟に履修・修得を認められるよう、上記制度改正と併せて促す**
- ICTやオンラインを活用した効果的な支援を進めていくために、国において、**機材整備や支援スタッフの配置など、体制・環境整備に向けた支援**を行うとともに、柔軟で質の高い学びの普及を図るため、モデルとなる**優良事例を創出・発信**
- **学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置促進、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センターの設置促進**に国において取り組む
- 中学校段階で不登校経験を有する生徒が、欠席日数や内申点にかかわらず、安心して高校に進学することができるよう、**中学校等において自宅等における学習成果の成績への反映を促す制度改正**を進める。**高校入学者選抜**についても、出席状況のみをもって不利益な取り扱いを行わず、**高校で学ぶ意欲・能力を適切に評価**するよう実施者に対して配慮を促す

## 2. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方：生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて② (通信制課程の在り方)

### 【現状・課題認識】

- ✓ 通信制課程に多様な課題を抱える生徒が多く在籍していることを踏まえれば、生徒を自立した学習者として社会に送り出すために、必要な支援体制を整えていくとともに、少ない登校回数下で、生徒が人間関係を築きながら、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を充実させていくことが重要
- ✓ 通信制課程が多様な生徒の学びに対するセーフティネットになっていると考えられるが、違法・不適切な学校運営や教育活動が指摘されている通信制高校の例も一部に存在するため、引き続き質の確保・向上を図ることが必要
- ✓ 公立通信制は生徒数が減少傾向にあるが、特に経済的な面にも課題を抱える生徒にとって重要な教育機関であることから、一層の魅力向上・機能強化を図っていく必要。また、中学校等の教職員や生徒・保護者等が通信制課程の制度や特徴などを正しく理解できるように分かりやすく情報を発信するとともに、不登校経験を有する生徒が高校進学後の見通しを持てるよう、その実態を調査していくことも重要



### 【具体的方策】

- 通信制課程について、引き続き質の確保・向上を図るとともに、全日制・定時制課程に比較して少ない登校回数下で、人間関係を構築しながら、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する環境を整えるために、モデルとなる優良事例を創出・発信するとともに、心理的・福祉的支援やキャリア支援の在り方に関する調査研究を実施
- 公立通信制高校等を機能強化し、域内の中心拠点・配信センターとして、遠隔授業や通信教育を活用した学校間連携等のネットワークを構築するモデルを創出
- 中学校等の教師や生徒・保護者等が通信制課程の制度や特徴等を正しく理解できるよう、文部科学省のHP等における情報の記載の充実を図る
- 不登校経験を有する生徒が高校に進学した後の見通しを持てるよう、不登校の生徒本人に対する継続的な実態調査を実施

## 2. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方：生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて③ (学校間連携・課程間併修、指導側の環境・体制整備)

### 【現状・課題認識】

- ✓ 各学校・課程の枠や地理的状况に関わらず、生徒が多様な学びを選択できるようにするため、学校間連携等を推進することが考えられ、このために、学期ごとの単位認定への移行や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行への取組を進めていくことも有効
- ✓ あわせて特別な教育的支援を必要とする生徒や日本語指導が必要な生徒等に対する体制整備も進めていく必要
- ✓ 全てのニーズに対し学校だけで応えていくことには限界もあり、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入やコーディネーターの配置を推進するなど、地域と学校が連携・協働して生徒の成長を育んでいくべき



### 【具体的方策】

- **公立通信制高校等を機能強化し、域内の中心拠点・配信センターとして、遠隔授業や通信教育を活用した学校間連携等のネットワークを構築**するモデルを創出。これにより、原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応する学校間連携等の優良事例を創出し、その普及を図る。あわせて、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行の在り方についても調査研究を実施
- 国において、**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**に取り組むとともに、**研修プログラム・教材作成支援**等を通じて**心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師を育成**
- 国において、**通級指導**を受ける生徒にとって**効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築**を行い、これの全国的な普及を図りつつ、校内支援体制の充実に向けて、教職員の配置を含む指導体制等の在り方の検討を進める
- 高校等がNPO法人や企業等の地域の関係団体等と連携し、外国につながる生徒等に対して**日本語指導や各種支援を実施する際、国において支援を実施**し、総合的な体制の整備を一層進める
- 高校と家庭や地域、企業等の関係機関が連携・協働し、社会全体で生徒の成長を支える環境を整備するため、国において、高校における**コミュニティ・スクール**の導入、**地域学校協働活動推進員等の配置**を促進【再掲】

## 2. 令和6年度概算要求について

# 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

令和6年度要求・要望額 1.9億円  
(新規) 文部科学省



## 背景・課題

- 離島・中山間地域等の学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応できていない等の課題がある
  - 各課程に関する制度等により、多様な背景を有する生徒の受け入れが特定の学校・課程に偏っていたり、生徒の在籍する学校・課程・学科により、その後の進路の固定化が生じやすかったりするという課題がある
- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにしていくことが必要
- そのためにも、遠隔授業や通信による教育方法の活用、学校間連携の推進を通じ、生徒の多様な学習ニーズへの対応や特色ある教育の展開、生徒同士の学び合いの深化等を可能とする体制・環境の整備が必要

事業内容：遠隔授業や通信による教育の方法を活用しながら、地理的状況や各学校・課程・学科の垣根を超えて、多様な高校生一人ひとりの学習ニーズに応える新しい通学型高校のモデルを創出（効果的な手法の検証等を実施）

### (1) 遠隔・通信等も活用した、学びの機会の充実ネットワークの構築

原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに応えるため、通信制高校や教育センター等を中心拠点として遠隔教育や通信教育を活用した積極的な域内の学校間の連携・併修ネットワークを構築する事例を創出。

当該中心拠点における機材整備、中心拠点に配置され、各生徒の原籍校との間の連絡調整業務を担う者の配置に係る費用、遠隔教育の受信側原籍校に配置されるスタッフの人材育成・確保に係る費用などを支援。



### (2) 都道府県の枠組みを超えた、高等学校連携ネットワークの構築

都道府県の枠組みを超えた複数の高等学校により構成される学校群ネットワークを構築。

複数高校での合同授業（総合的な探究の時間や学校設定科目を想定。）の実施を通じた生徒同士の学び合いの深化、各々の得意分野を持つ指導者・外部人材等のリソースの共有を図る。ネットワークでの取組に係る経費のほか、ネットワークが定着・自走するまでの間、各校に配置される連絡調整スタッフや、ネットワークでの取組に伴走支援を行う外部アドバイザー等への人件費・謝金等を支援。

対象校種

国公立の高等学校

委託先

- ① 都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人等
- ② 民間団体等

箇所数  
単価等

- ① 指定校 16箇所・約800万円/箇所  
伴走支援 1箇所・約1300万円
- ② 1箇所 年間約4000万円/箇所

委託  
対象経費

- ① ネットワークの構築、運営に必要な経費
- ② 都道府県を超えたネットワーク構築に必要な経費（人件費、旅費、謝金等）

# 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和6年度要求・要望額 1.1億円  
(前年度予算額 0.8億円)



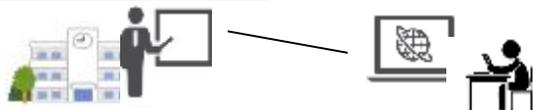
高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を持つ生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、調査や実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

## 不登校生徒等の学び充実支援策

### ①オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究

全日制・定時制高校において、不登校傾向にある生徒が学びを継続できるよう、オンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する事例の創出を行う。

対面とオンラインとのハイブリッドで授業を行う際のノウハウや、オンラインで参加する生徒、通信の方法（オンデマンド型）で学ぶ生徒への学習支援・学習評価の工夫等を整理し、不登校傾向のある生徒の学びの保障を目指す。



### ②通信制高校の学び充実支援事業

不登校傾向の生徒が進学する選択肢である通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現及び心理的・福祉的支援やキャリア支援の在り方に関する調査研究を実施する。

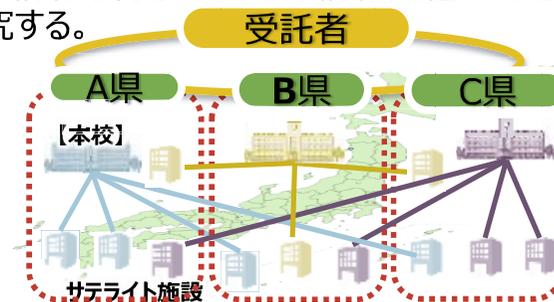
### ③多様な生徒が学ぶ高等学校の状況等に係る調査

多様な背景を抱える生徒の受入等に関する課題等に関する調査や、「高校生のための学びの基礎診断」の活用に係る調査研究を実施する。

### ④広域通信制高校の適切な指導監督・情報発信を通じた質保証

都道府県の区域を越えて活動するサテライト施設を含め、広域通信制高校への所轄庁による適切な指導監督の在り方を研究するとともに、都道府県の連携等を促す都道府県間プラットフォームを構築・運営する。

また、通信制高校の増加の背景やニーズの現状把握を踏まえた生徒や保護者等が適切な情報を得られるような情報発信の方法を研究する。



対象校種

国公立の高等学校等

委託先

- ①・②国公立の高等学校等
- ①・③・④民間企業等

箇所数単価等

- ① 6箇所 約400万円・1箇所 約1300万円
- ② 5箇所 約400万円
- ③ 1箇所 約1,000万円
- ④ 2箇所 約2,700万円・約800万円

委託対象経費

- ①オンライン授業等に必要経費
- ②カリキュラム開発等に必要経費
- ③各種調査に必要な経費
- ④点検調査やプラットフォーム構築等に必要経費

(初等中等教育局参事官(高等学校担当)付)

### 3. 今後の方向性

---

- 通信制の高校で修得した単位を原籍校での修得単位として認定する、学校間連携等の促進
- 府立高校における通信教育のセンター的機能についての検討
  - ・半期での単位認定についての検討
  - ・スクーリングの曜日や時間帯を限定せず、授業を柔軟に受講できる体制の検討
  - ・年度途中での柔軟な受け入れ機会の確保

## Ⅲ.夜間定時制の課程のあり方

---

# 1. 夜間定時制の課程の状況

普通科 7校、総合学科 10校、工業科等 2校

● 普通科：桜塚、春日丘、寝屋川、布施、桃谷、大手前、三国丘

★ 総合学科：成城、和泉総合、都島工業、西野田工科、今宮工科、工芸、茨木工科、藤井寺工科、堺工科、佐野工科

★ 工業科等：都島第二工業、第二工芸

\*：令和4年度入学生から、都島第二工業は都島工業定時制課程総合学科、第二工芸は工芸定時制課程総合学科とし、それぞれ都島工業全日制課程、工芸全日制課程と併置。

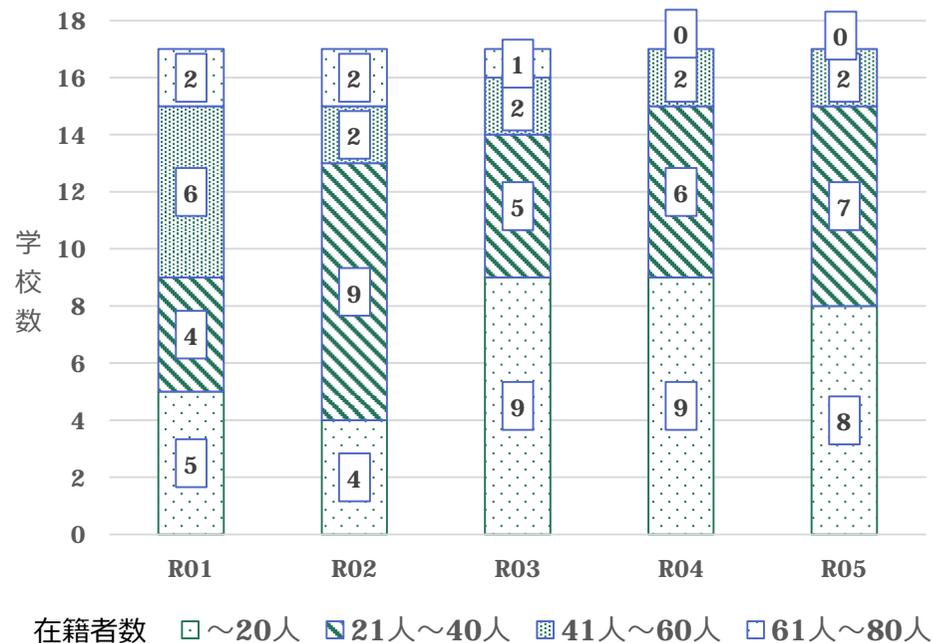
また、西野田工科定時制は、令和7年度入学生から募集停止し、今宮工科高校定時制に機能統合する案を、令和5年8月教育委員会会議で公表

- 夜間に授業を行い4年で卒業。定通併修等により、3年で卒業もできる。
- 勤労青少年に加えて、全日制の課程から編・転入学をする生徒、不登校経験者や中途退学者、障がいのある生徒など、多様な動機や学修歴を持つ生徒の入学が増えている。
- 志願倍率低下による学校の小規模化。

◇夜間定時制の課程の志願者数の推移

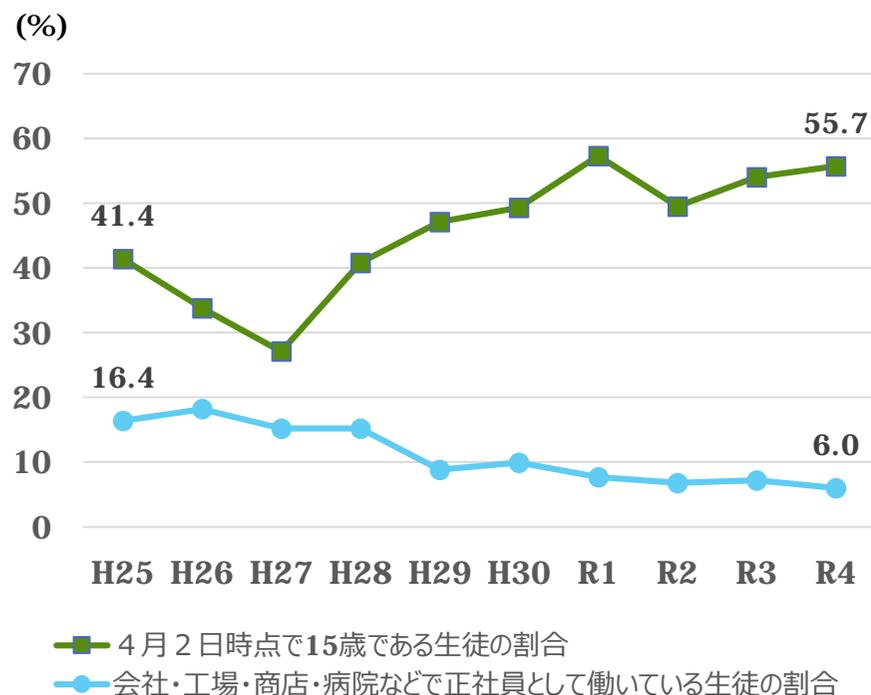


◇夜間定時制の課程における第1学年の在籍者数・学校数（5月1日時点）

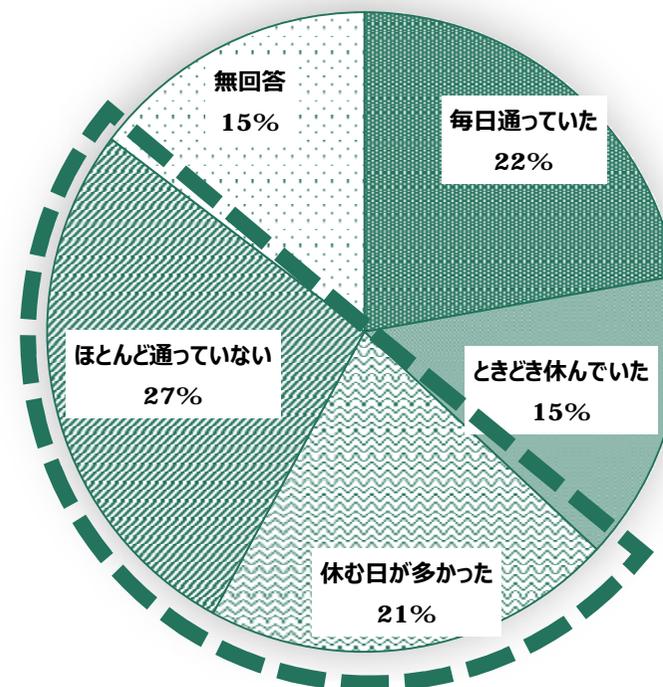


# 1. 夜間定時制の課程の状況

◇入学時の年齢、勤務状況等



◇中学校への通学状況 (R4)



(高等学校定時制の課程生徒の生活実態調査より 第1学年の回答)

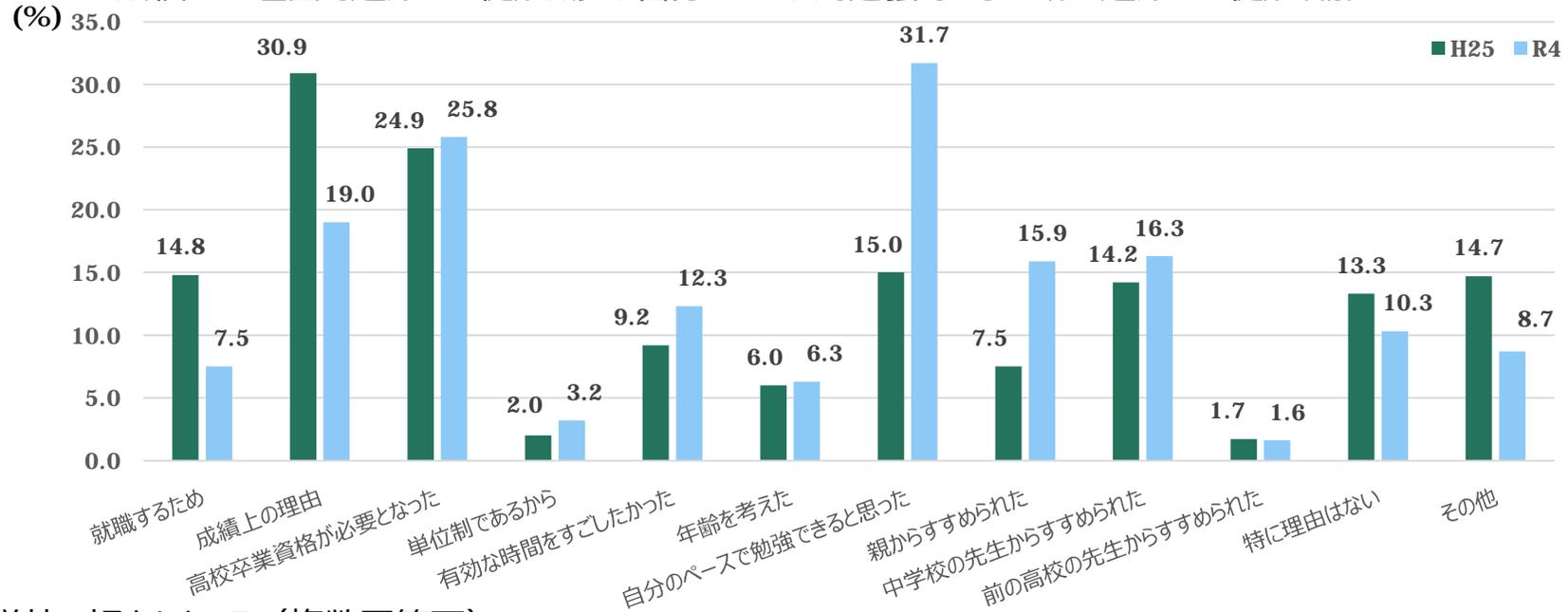
- 勤労青少年の割合が減少、中学校卒業後すぐに入学する生徒の割合が増加
- 「休む日が多かった」と「ほとんど通っていない」を合わせると**48%**であり、中学校では不登校傾向の生徒が多い

# 1. 夜間定時制の課程の状況

## ◇定時制を選んだ理由（複数回答可）

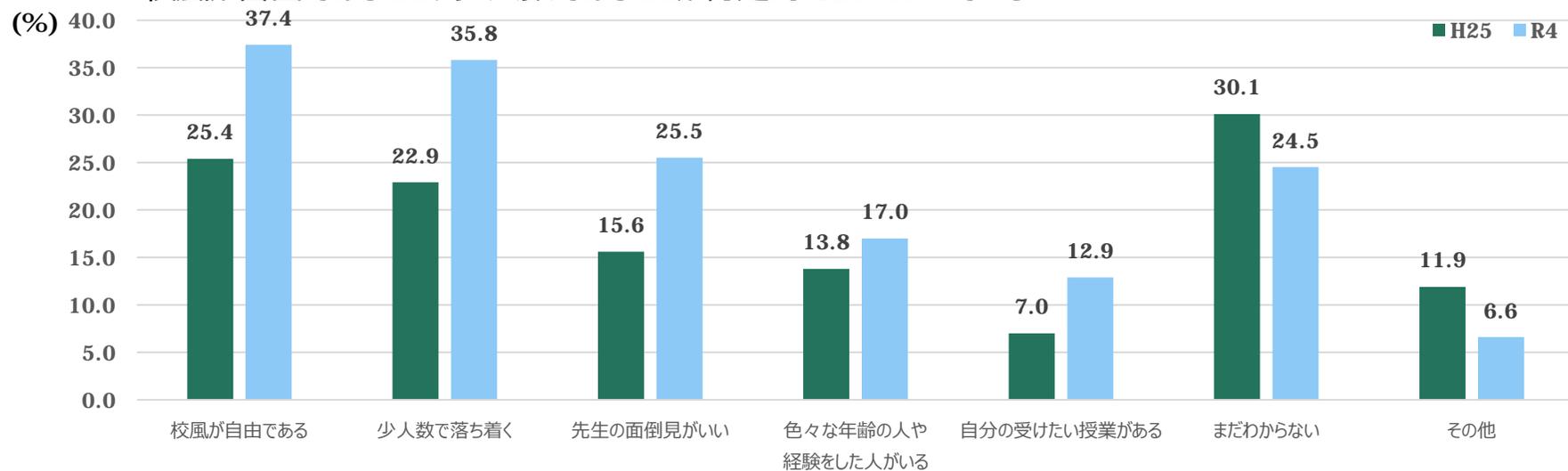
（高等学校定時制の課程生徒の生活実態調査より 第1学年の回答）

成績上の理由で選んだ生徒が減少、自分のペースで勉強できることから選んだ生徒が増加



## ◇学校の好きなところ（複数回答可）

校風が自由であることや少人数であることが肯定的にとらえられている



## 2. 今後の方向性

---

- Ø 勤労青少年の割合が減少し、不登校経験者など多様な生徒が入学していることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材と連携した生徒支援体制のさらなる充実を検討。
- Ø 不登校経験者などが、少人数であることによって安心して学校に通うことができていることを踏まえた学習環境の整備を検討。
- Ø 学校によっては極端な小規模化（1学年1学級募集など）が進んでいる現状を踏まえた対応の検討が必要。

# ○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日  
大阪府教育委員会規則第四号  
改正 昭和四五年四月三日教委規則第四号  
昭和四七年一二月二三日教委規則第一三号  
昭和五一年三月三十一日教委規則第六号  
昭和五二年六月一三日教委規則第八号  
昭和五四年一一月五日教委規則第八号  
昭和五六年三月三十一日教委規則第二号  
昭和六〇年三月三〇日教委規則第四号  
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一一号  
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一二号  
昭和六三年四月一日教委規則第二号  
平成四年三月三十一日教委規則第八号  
平成一一年三月三十一日教委規則第二号  
平成一二年七月四日教委規則第一六号  
平成一八年三月三十一日教委規則第四号  
平成一九年三月三〇日教委規則第一一号  
平成二〇年七月三〇日教委規則第一七号  
平成二三年三月二八日教委規則第三号  
平成二四年三月三〇日教委規則第三号  
平成二四年一一月一日教委規則第三五号  
平成二八年三月三十一日教委規則第一五号  
令和二年一二月一一日教委規則第一七号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）  
第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。  
(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正)

(部会)

第七条 審議会に必要な応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。  
(平一二教委規則一六・追加)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則(昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号)は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

(平二〇教委規則一七・追加)

附 則(昭和四五年教委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭四七年教委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五一年教委規則第六号）

この規則は、昭五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭五二年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五四年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五六年教委規則第二号）

この規則は、昭五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭六〇年教委規則第四号）

この規則は、昭六十年四月一日から施行する。

附 則（昭六〇年教委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭六〇年教委規則第一二号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭六十一年一月十二日から施行する。

附 則（昭六三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年教委規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

- 2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭五十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会 運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府学校教育審議会規則(昭和43年大阪府教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会(以下、「審議会」という。)に設置する、多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会(以下、「部会」という。)に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項について定める。

### (部会)

第2条 部会は、大阪府立高校における生徒や保護者のニーズの多様化を踏まえた学習機会の保障について調査審議する。

### (部会長)

第3条 部会長は、会務を掌理する。

2 部会長に事故があるときは、委員等のうちから部会長があらかじめ指名する委員等がその所掌事務を代理する。

### (会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会に属する委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、部会で決議した事項については、審議会に報告しなければならない。

### (庶務)

第5条 規則第7条第6項に基づき、部会の庶務は、大阪府教育庁教育振興室高校教育改革課において行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年8月29日から施行し、令和5年8月16日から適用する。